

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

平成28年9月7日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（26名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	4番 早川 清治 君
6番 佐藤 善一 君	8番 兼村 正美 君	10番 後藤 利彦 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	

## ○欠席委員（6名）

3番 佐藤 久雄 君	7番 清水 宗夫 君	9番 石木 治男 君
11番 大澤 慶一 君	26番 長屋 芳成 君	32番 伊佐地鐵夫 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）台風の影響かすっきりしない天気が続いていますが、体調を崩さなれないようにお願いします。先般、各務原で行われました農業委員会と農地適正化推進委員会の会合には沢山のみなさんにご出席をいただきましてありがとうございました。また、全国農業担い手サミットが11月10日、11日という事で、これに関連するいろいろな会合があり、またみなさんにご協力いただくことがあると思いますのでよろしくお願ひいたします。今日もいろいろな議題がありますので、慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありがとうございました。続きまして経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）今日は二十四節気の十五番目の白露という事で、秋に露が降りてということで空も秋めいて来たという事で、稲刈り真っ盛りの方もいらっしゃると思いますが、ご自愛いただきまして益々のご健勝をお祈りするばかりでございます。関市における農地中間管理事業の推進についてということで、昨日この事業を請け負っております県の畜産公社の方から理事長が市長の所にいらっしゃいまして、関市の状況や今後の方針という事で懇談をさせていただきました。これらにつきまして、足立課長よりご説明させていただきますまして、みなさまにも内容をご理解いただければと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、足立課長よりご説明させていただきます。

○農業委員会事務局長（足立光明君）お手元の資料で関市における農地中間管理事業の推進についてですが、関市と県の内容についてまとめたものですが、現在関市におきましては、担い手への農地集積率ということで、490haの内617haがいろいろな形で集積ということで、中間管理機構の部分だけではございません。25%の集積率という形になっております。市の目標では担い手への集積目標は平成35年まで約60%でこれを達成するためには年間約90haの集積面積が必要であるとまとめております。担い手の状況ということですが、認定農業者が63経営体ということで28年3月末現在であるという予定になっております。なお「人・農地プラン」における今後の地域で中心になる経営体は222経営体ということです。農地中間管理事業における実施状況ですが、26年度から始まりまして進んできた訳ですが、27年度までで新規面積が12.4haということで、目標達成率の中では6.9%であり若干少ないように思えますが、少しづつ増えておるといふことです。この事業に向けた取り組みということでは県内40市町村の中の80%以上機構中の取り組み意向調査は80%以上である19団体の中に関市が該当しております。また出し手対策では、広報誌等への掲載ということで周知を図ってきておるところですが、県内市町村の中で26団体がやっており関市もその内の一つということです。受け手の状況では耕地面積に対する希望面積10%以上の17団体に該当しております。下の三角の図では出し手、地域の話合いということで受け手の状況が若干少ないという所もあり今後このような所で受け手となる事業体を支援していく必要があると考えております。関市においては中山間地が多いという事で、農地を集積すればするほど事業体におきましては終始マイナスになってしまいそうなりますと農地は悪い所から手放されるのが現状だという事も意見としてありましたし、そういう話も出ておりました。今後平坦部と中山間地におきまして協力金への交付基準が一律であるところも国への要請していきたいと

中間管理機構の理事長よりお話をいただいていたところであり、今後増大することが見込まれそれを十分に受け止めて事業を進めていきたいというお話でしたのでご報告申し上げます。先程県内の状況を色別に表示したもので関市の中心部で25%のランクで担い手への農地の集積が進んでおるところで平均的なところではあります。全面積の617haがこうゆう形で集積されているということで県内の状況を分布図で示したものです。中間管理機構の6・9%の集積を表示したもので県内の状況では若干少ないかなと思われませんが5～10%の欄に色分けされております。中には八百津、川辺、七宗町等辺りはまだ事業実績がないというところもあり県内でいろいろな取り組みの状況が違うということで、ご参考までに見ていただければと思います。

また、質問等ございましたら、農務課にお尋ねいただければ資料など出させていただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）欠席委員の報告をさせていただきます。3番佐藤さん、7番清水さん、9番石木さん、11番大澤さん、26番長屋さん、32番伊佐地さんです。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。19番横井委員、20番中島委員のお二人にお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南460mほどに位置する農振農用地である田1，872㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北西480ほどに位置する農振農用地である田2筆3，291㎡のうち3，285㎡です。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難になってきたため、使用貸人に貸し付けるというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

この面積が同数でないのは、この後5条の4番の営農型太陽光発電施設でも説明させていただきますが、支柱を建てて営農型太陽光をやるということで、支柱の部分の面積は転用の方の面積に入りますので、農地として使う分は、その分は減ってきているということです。

この申請は、5条4番の営農型太陽光発電施設の許可案件と同時許可になります。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の東130mほどに位置する農振農用地である田1，989㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営をしていないため、申請地を譲り渡し、相続税の一部に充てたいというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの南南東470mほどに位置する農振

農用地である田1, 111㎡及び農振農用地である畑2筆893㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、市外に居住しており農業経営が困難になってきたため、申請地を譲り渡すというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、農地性有り確認しています。この案件につきましては、美濃市でも同じように3条の申請があり9月9日に総会がありますので、その案件と同時にこの案件も許可となります。

5番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関saの東南東120mほどに位置する田187㎡。譲受人は、申請地の北側に農地を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となったため、申請地を譲り渡すというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

6番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、中之保地内、中之保グラウンドの南東340mほどに位置する農振農用地である田6筆4, 111㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、歯科医院の経営にて多忙なことなどにより農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

7番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、中之保地内、中之保グラウンドの南南東200mほどに位置する畑274㎡です。譲受人は、申請地の隣に畑を所有しており申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、本業の歯科医院の経営が多忙により農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番の案件について、異議ありません。

○8番（兼村正美君）同じく1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）2番の案件については3番佐藤久雄委員で本日欠席であります、異議ありませんとの事です。3番の案件については、11番大澤委員ですが欠席ですので代わりに12番の八木さんお願いします。

○12番（八木豊明君）3番の案件ですが、大澤委員より異議なしと聞いております。4番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）5番の案件について、異議ありません。

○20番（中島利彦君）6番、7番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の7件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 議案に訂正がございます。地番の808と809番につきましては、先月の8月5日に分筆がなされており、808-2、809-2に変更されております。また2筆とも現況地目は、宅地ですので訂正させていただきます。位置図は、8ページになります。

申請地は、倉知地内、倉知ふれあいセンターの南西130mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆347㎡です。申請人は、申請地の西隣にて貸事務所を所有しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を貸駐車場として整備したいというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北西260mほどに位置する田、2筆2、660㎡のうち3.6㎡です。申請人は、申請地にて営農型太陽光発電施設を整備したいというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、許可には関係ないですが、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

営農型太陽光発電施設の一時転用許可にかかる概要につきましては、全体面積2、660㎡、下部（一時的に日陰になる）面積1993.9㎡。一時転用面積3.6㎡。支柱の本数10本。地上最低高3m。間隔13.5m。発電量は年159,600KWHの追尾式太陽光発電施設になります。

ちなみに、この営農型太陽光発電施設は、関市で申請があるのは今回がはじめてであり、農地での耕作を条件に、許可期間は3年間の一時転用とし、3年ごとに更新許可が必要になるとともに、毎年農地で作る作物、ここでは米になりますが、影地部分の平均反収が平年収穫量の8割を下回る場合には、許可が取り消され、太陽光発電施設の撤去となるものです。なお、転用面積につきましては、太陽光発電施設を支える支柱の部分の面積が転用面積になります。毎年の場合はその年のその地区の平均反収と比べるという事ですので、その年が不作だった年は減るでしょうし、豊作の年は上がるということでございます。

水稻につきましては、福井県等やっておるところではおおよそ8割以上は充分取れるということを知っております。この近くでは、水稻で営農型太陽光は、坂祝線の大杉を過ぎて雇用促進住宅やサークルKを過ぎた深萱という所に、試験的に太陽光の追尾式の物があります。追尾式ですので、太陽を追って向きが変わります。地上3mのところからまた3m20くらい上に大きなパネルがあるというような物です。日陰部分の面積が隣の農地に影響があるかどうかというところですが、影響がないように位置づけをされるということです。2年ほど前に各務原市で営農型太陽光をやられておったところがありましたが、それは追尾式でないもので、そのまま置いておくもので影の部分は多い部分は多いというものでした。今回は追尾式ですので、時間帯によって形が変わっていくというものです。県下ではまだ26件程です。本来は日照に影響のないものを作られたりするのですが、米もそこまでは影響がないとい事ですし、営農型太陽光については1年目でも収穫が8割を満

たなかった場合には撤去しなければいけないという事です。作る最初から撤去費用も担保してもらいすぐにでも撤去できるように、それだけ真剣にやってくださいという許可になります。

3番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、小屋名地内、小金田中学校の北北東360mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地201㎡及び畑156㎡です。申請人は、南側にある申請地の北隣に居住しており、住宅が手狭になってきたため、現在の宅地を含めて、自己用住宅及び倉庫を建築したいというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、側島地内、保戸島橋の南西650mほどに位置する農振農用地の農業用施設用地である登記地目田、現況地目宅地740㎡及び農振農用地の農業用施設用地である登記地目田、現況地目雑種地1,323㎡です。申請人は、既設の牛舎にて肉用牛経営を行っており、事業拡大のため申請地に牛舎を建築したいというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、宅地及び雑種地であったため始末書の添付があります。

5番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、洞戸飛瀬地内、国道256号線縄文橋の西550mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林654㎡です。申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に植林をしたいというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

6番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、板取白谷地内、国道256号線 板取大橋の北120mほど、昨年来話題になっている通称モネの池の南100mほどに位置する田1,148㎡です。申請人は、関市長であり、昨年秋季より、申請地の北側にある根道神社参道脇にある通称モネの池が全国的に話題になることにより観光客が増加するとともに駐車場が不足し、度々国道256号線が渋滞を引き起こしているため、申請地を駐車場として整備したいというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○10番（後藤利彦君）1番、2番の案件について、異議ありませんが、ただし2番の案については、一本の支柱にパネルを取り付けただけというような物ですので、昨今の大きな台風が来た場合にはたいへん心配であります。基準について国は何も示していないということですが、これだけは安全性に危惧いたします。

○議長（佐藤善一君）その事については、事務局も頭に入れておいてください。

○事務局課長補佐（長尾成広君）はい。安全性についてですね。

○16番（亀山浩君）3番の案件について、異議ありません。

○18番（篠田泰道君）4番の案件について、親子で100頭程の牛を飼ってみえますが、息子さんと一緒にやってみるので150頭に増やそうという案件です。異議ありません。

- 25番（野村茂君）5番の案件について、異議ありません。
- 27番（日置香君）6番の案件について、市が田を持っていたというのもおかしいですが、こういう状況で警察の方も困ってみえます。よろしくをお願いします。
- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 14番（村井由和君）2番の営農型太陽光の件ですが、4条ですが基本的に1,000㎡を超えれば開発になると思いますが、それを逃れるためにこういう方法をとっておるのではと、心配されるが今後、このような方法が増えてくると思います。それと、田のど真ん中にこういうのが立った時に、ヘリコプターで消毒などするのに障害になるのではないかと。100m以内に家があった場合にはヘリコプターでは出来ないとなっております。私達の辺りは家がどんどん増えてきて使えなくなったが、これも対象になるのかどうかを確認していただきたい。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）営農型太陽光が、住宅と同じような扱いになるかどうかということですね。
- 議長（佐藤善一君）私の家の近辺もヘリコプター防除をやる訳ですが、太陽光がある為にその近辺は農地の消毒ができないという事で、自分達で消毒しています。たぶん、そういう風になるのではと想像します。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）確認しておきます。
- 14番（村井由和君）たまたまここは、すぐ側に家があるのでどっちにしても出来ない所だと思いますが、農地のど真ん中にそういうものが立ってくると、全くその周辺が省略化した方法で消毒散布が出来ないという事になってくると、益々農業するのが厳しくなると思われる。それをしっかり考えていかないと大変だと思うので、検討していただきたい。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）農振除外と同じで位置にもよるという事ですね。そうすると、西田原はまだ住宅があるが、倉知の方は、どちらかというと真ん中ですね。
- 14番（村井由和君）倉知はまだいいと思います。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）もし仮に、北向きの真ん中に出てきたときに許可するのも検討していかないといけないということですね。
- 14番（村井由和君）それから先程申しましたように、体のいい開発逃れという可能性もありますので、そういうのも含めて市としてどうするのかという事を検討してもらわないと、こういうのが沢山出てきたら農業そのものが出来なくなってくるし、そしていろんな問題が発生してくると思いますし、きちっと市としての考え方をしていただきたいと思います。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）村井委員さんおっしゃられる通りで、営農型太陽光だけでなく普通の太陽光でも1,000㎡を超えたものでも開発がかかってないのが沢山あります。以前、洞戸のお寺の所で水が漏れてきて地元からもこれは開発ではないかという意見も出てきたんですが、都市計画課の方では、30cm以上の切り盛りをしないとと言われてしまうと開発ではないという事になるということです。30cm以上の切り土、盛り土をしなくて1,000㎡を超えるものは開発ではないという判断でしておりますので、私どものところで開発ではと問い合わせても、違うと言われる案件がある。そこら辺が抜け道になっている所がある。営農型も同じやまた違う影響があるのかもしれませんが、私どももそういう面では困っているというか、太陽光は開発逃れになっているなど思う所はあります。
- 23番（土屋尊史君）同じ案件ですが、収穫の80%を切ったら撤去となっておりますが、誰がチェックするのですか。自己申告ですか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君）農協とかそういう所を出して見るという事らしいです。今まで出さなくても、そういう所かどこかで証明をもらうような形にしないといけないと思います。

○23番（土屋尊史君）これだけを刈る、必ず他は混ぜないという事ですね。たぶん混ぜるとおもいます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）福井の話では、日陰の部分は色が違うので、その部分は刈って、それ以外を刈ってとやっているみたいです。こうやってやったら証明して出されるとそれで通ってしまうところかもしれない。

○23番（土屋尊史君）厳しくダメならすぐ撤去すると言うくらいなら、そこら辺を誰がチェックするのかきちんとしておかないといけない。

○議長（佐藤善一君）いろんな問題が出てきましたが、今後も出てくると思います。安易にいいと言っていいのかも分からないような状況のところもあります。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、津保川富津橋の北250mほどに位置する田666㎡、畑2筆1,412㎡及び登記地目山林、現況地目畑1,115㎡計4筆3,193㎡です。譲受人は、太陽光発電施設等の再生可能エネルギーに関する発電システム等の施工、販売施設管理等を業としている法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月22日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

2番の案件 位置図は15ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、東田原地内、東田原公民館の南南東150mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地561㎡です。使用借人は、現在両親等と居住しており、家族が増え手狭になってきたため、母である使用貸人より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から35年間としています。

3番の案件 位置図は16ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北西480mほどに位置する農振農用地である田2筆3,291㎡のうち5.4㎡です。使用借人は、申請地の2分の1を所

有しており、申請地を借り受けて営農型太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人とその妻であり、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

営農型太陽光発電施設の一時転用許可にかかる概要につきましては、全体面積3,291㎡、下部(一時的に日陰になる)面積3,285.6㎡です。一時転用面積5.4㎡。支柱の本数15本。地上最低高3m。間隔14m。発電量は年230,000KWHの追尾式太陽光発電施設になります。3条の2番と同時許可案件になります。

4番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、大杉地内、大杉公民館の西70mほどに位置する畑330㎡です。譲受人は、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、多忙により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月22日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は18ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北100mほどに位置する畑、649㎡です。使用借人は、現在両親等と居住しており、手狭になってきたため、父である使用貸人より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は、巾2丁目地内、巾公民センターの南東220mほどに位置する畑651㎡です。譲受人は、不動産業及び土木建築工事等を業としている法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、昨年相続により申請地を取得したが、農業経営が困難であったため、申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月23日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件 位置図は20ページになります。

所有権移転 申請地は、西本郷通6丁目地内、中濃厚生病院の南南東320mほどに位置する登記地目田、現況地目畑168㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

8月22日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図21ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南南東550mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地466㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、父である使用貸人より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から40年間としています。この土地につきましては、平成23年まで納屋が建っておりまして、そこを23年に壊されまして、工業者の方が課税は宅地でされていましたが農転がいるという事を知らなくて、工事を進めかかっていたところに私どもが農転の現況を見に行きまして、工事をそれ以上進めないということやその確約書を出していただきました。

続きまして9番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の西430mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地593㎡です。譲受人は、申請地の北側にて自身が役員を務める会社の共同住宅を所有しており、駐車場がないため、申請地を譲り受け、共同住宅駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月23日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は23ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の西南西260mほどに位置する畑315㎡及び登記地目田、現況地目畑8筆3,496㎡のうち3,260㎡計9筆3,575㎡です。

賃借人は、医薬品等の製造販売、化粧品、健康食品、酒類等を販売するする法人であり、申請地を借り受け、ドラッグストアを整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月23日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。なお、事業計画の2番と3番にも出てきますが、2番と3番の土地も含めまして開発をかけられます。くすりのアオキさんは、稲口や笠屋にも最近出てきております。

11番の案件 位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は小瀬地内、瀬尻小学校の東330mほどに位置する田1,581㎡のうち314㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族の増加や成長により手狭になってきたため、申請地を母である使用貸人より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

12番の案件 位置図は25ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は小屋名地内、赤土坂公民センターの東220mほどに位置する田244㎡です。使用借人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を祖母である使用貸人より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月23日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北東440mほどに位置する畑3筆921㎡です。譲受人は、建築土木電気工事等の設計、施工、請負等及び太陽光発電施設に関する発電システム等の施工、販売、施工、管理等を業としている法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

8月22日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番の案件について、この辺りはほとんど牧草をやってみえますし、湿地もありなかなか土地が動かない所です。3反を超えますが、開発の確認はしてくださいと言いました。

○事務局課長補佐（長尾成広君）開発ではないという事です。田の部分が1,400㎡くらいありますので、そこを凸凹していますが埋め立てられずにそのままやられるということのようです。都市計画課にも聞きにみえたようですがそのままやられるようです。

○2番（早川誠一君）周りの農地等に迷惑もかからないと思いますので、その事がクリアできれば、問題ないと思います。

○議長（佐藤善一君）2番、3番、4番の案件についてですが、欠席の3番佐藤委員ですが、異議ありませんとの事でした。

5番、6番の案件について、欠席の7番清水委員ですが異議ありませんとの事でした。

○8番（兼村正美君）7番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）8番、9番、10番の案件について、欠席の11番大澤委員さんですが12番の八木委員さんお願いします。

○12番（八木豊明君）8番、9番の案件は異議ありません。10番の案件ですが、ドラッグストアですので、ある程度地元の要望を道路関係で聞いていただきまして許可をお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）この案件につきましては、3,000㎡以上ですので都計法29条の開発許可になりますので、各方面地元も含めて担当課なり県とか意見が出てチェックされますので、そこら辺は聞いていただけると思います。

○13番（杉山徳成君）11番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）12番の案件について、異議ありません。

○21番（増井賢一君）13番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）太陽光について全般的に言えることですが、柵はどういうふうでもいいという事でしたが、下は防除シートできちんとしてあるところもあるし、砂利の所もあるし、そのまま草が生えてセイタカアワダチソウや、毒のある花が咲くので抜きなさいというようなのが来ていますが、そういう防除の事です農地だとパトロールの時に指示ができますが、これが転用になってしまうと、草が刈ってあるないはそのままになってしまうが、その辺の指導や今後の方針はどうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地の場合は農業委員会から文書等にて指導しますが、農転して地目

変わってしまいますと、生活環境課から地元や近隣の方から苦情があると指導という形になります。

○23番（土屋尊史君）罰則規定はないのですね。農地だと罰則規定はあるけど、その辺も含めて開発するなら草刈りの事を徹底してもらわないと。セイタカアワダチソウなどどんどん増えてくるし、毒のある花もあるのでそれを行政の方で抜きなさいという指導をしているが、今後どんどんこういうのが増えて行って、きちんと管理をしてくれればいいが、管理していない所もあるのでその辺の指導をきちんとやっていただかないと、太陽光は作ったが背を高くしてあるから高い木だけ切れば下の草は刈らなくてもいいという事になってくるので、その辺の作られる所との協議の中で、誓約書を出してもらおうとかした方がいいのではないですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農転の許可には誓約書で、近隣の農地に支障がないようにしますと誓約書は書いてもらっています。

○23番（土屋尊史君）草が生えていても支障はない。その草が生えとるのがダメだという事です。観点が違うと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君）問題になるならないともありますので、生活環境課にその辺りについては対応してもらうようお願いしておきます。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の13件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は12ページになります。

1番の案件 位置図は27ページになります。

目的変更 申請地は、南天神1丁目地内、桜ヶ丘公民センターの東北東170mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地233㎡です。当初事業計画は、平成28年7月29日に5条申請にて申請地を父より贈与により譲り受け、トレーラーハウスを設置する予定でしたが、造成を完了した時点で諸事情により、計画がとん挫したというもの。変更後の計画は、申請地に自己用の住宅を建築したいというものです。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。諸事情というのを確認してみましたら、トレーラーハウスでは下水が引けないと移動物では下水が引けないという事で法律にひかかった事や、今日は欠席してみえます伊佐地委員さんが前に犬のブリーダーで犬を沢山飼ってみえるという事を言ってみえましたがそういう部分でひかかりました。元は移動仮施設では下水が引けないという法律にひかかったという事で、再度、家を建てるという出来る方法で出されたようです。

続きまして2番の案件 位置図は29ページになります。

所有権移転、目的変更 申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の西南西260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑439㎡です。当初事業計画者は、昭和51年1月28日に5条申請にて申請地を譲り受け自己用の住宅を建築する予定であったが、資金不足により計画がとん挫したというもの。変更後の事業計画者は、ドラッグストア等を経営している法人であり、申請地の

南側の5条の10番に申請のあった土地などを含めドラッグストアを建築、整備したいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は28ページになります。

所有権移転、目的変更 申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の西南西260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑224㎡です。当初事業計画者は、平成18年7月28日に5条申請にて申請地を譲り受け倉庫の設置と倉庫敷地の拡幅をする予定であったが、資金不足により計画がとん挫したというものです。変更後の事業計画者は、ドラッグストア等を経営している法人であり、申請地の北側の5条の10番に申請のあった土地などを含めドラッグストアを建築、整備したいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

8月23日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

この2番も3番も先程の5条も都市計画法の29条の県の開発許可の対象となります。以上3件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、計画変更という事ですがトレーラーハウスでは下水などが全然使えず、車で移動してしまうとどうしようもないという事です。異議ありません。

○議長（佐藤善一君）2番、3番の案件については欠席の11番大澤委員さんですが、何も問題がないのでよろしくとの事でした。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第5号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は14ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規3筆1件、賃貸借権の設定に関するもの新規2筆2件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、5筆5,522㎡、地区は千疋、武芸川町平、武芸川町谷口の3地区。設定移転を受ける方は、PLUS(株)ほか1者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号の農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進に関する基本的構想の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第6号についてはたいへん申し訳ございませんが今日追加させていただきました。農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法では県が農業経営基盤強化促進基本方針というものを作りまして、市の方でそれにならって細かい基本的構想というものを作ることになっています。今回、先程の足立課長の説明で関市の担い手集積率25%で担い手の集積目標が60%で変化があってというところで変わったところで、関市の構想の方でもその分数字を見直して入れて変わっております。農地法の改正で文面の中に農業生産法人が農地所有適格化法人に変わったということや、岐阜県農業会議というものが、一般社団法人化されまして一般社団法人岐阜県農業会議ということで4月から変わっており、そのような文言の訂正がありました。主な変更内容の説明です。

農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の見直しの趣旨についてですが、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想は、関市において効率的かつ安定的な農業経営への改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の集積、経営管理の合理化その他基本的な方向性や指標を示したものです。なお、岐阜県においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めており、市の基本構想はこれに即した内容とすることが規定されています。また、基本構想の変更については、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないという事です。

見直しの経緯につきましては、法の改正により県の基本方針の見直し結果に準じ、目標とする農業経営の指標、集積率が変わったという事です。及び農用地の利用の集積に関する事項、農地法等の改正に伴う名称変更等を基本構想に反映させるため見直しを行うということです。

基本構想の概要については、基本構想中の第2で農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を見直す。また、第2の2としまして、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を見直しますという事です。見直しの考え方ですが、営農類型ごとの経営規模生産方式について県の基本方針の見直しに準じて農業経営の指標を見直すという事です。また、構想の中の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項においては「効率的かつ安定的な農業経営の地域における農用地の利用集積に関する目標」を見直すという事で現行が平成25年では12%でしたが、見直し案では平成27年では24.8%です。先程の中間管理機構の中では、四捨五入して25%となっておりますが、ここでは24.8%で、平成35年では60%とそこの所を、作った時と見ると上がっていると、より集約されたということで、数値を見直したいとそういうところです。また、岐阜県の基本方針の見直しでは、26年では29.7となっておりますが、関市では直近の面積シェアに合わせて24.8としております。

最後に先程言いました農業生産法人は適格化法人に、農業会議が一般社団法人岐阜県農業会議となりますので、その文言の修正をさせていただきたいということでございます。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方

はございませんか。

○14番（村井由和君）基本構想なので、どうのこうの言っても仕方ないと思いますが、今の農政の農業のあり方から見ると、どっちかと言うと保全する農業は地域地域によって全く違うと思うが、儲かる農業を考えていかないといけない。今では補助金頼りの規模拡大の農業というのが主体になっているのではと思いますが、ここら辺を脱皮していかないとこの2年先から減反そのものがはざるとい状況になりますとますます厳しい状況になるのではと思います。そこら辺を含めて基本構想の中で本当にどうするか。それと地域地域によって儲かる農業が出来ない所については保全農業をどうしていくのか。こういう事を含めて検討していかないといけないのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）その意見を反映させていただくようにします。

○14番（村井由和君）問題は、今まで地域地域で特徴のある農業の目玉で、例えば上之保なら柚子、洞戸ならキウイ、その他に蕎麦街道とかをやって来たが、そういうのを含めて反省にたつて、そして地域地域の特性を生かして儲かる農業と、儲からなければどうしても農地そのものを保全していく農業をやるのだというのをきちんと作って行かないと全く訳が分からずに、これから益々米価が下がってきたら保全そのものが出来なくなってしまうので、その点も含めて基本構想と基本計画の中できちんとしていただきたいと思います。

○議長（佐藤善一君）おっしゃる通りだと思います。村井委員さんのお話と同じように、意欲が段々なくなって耕作放棄地が段々増えるというのは、私もそう思っております。そういう事のないようにやるには、基本構想の見直しをもっとしっかりと関市としてはどうなのかをこれから頑張つてやってください。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号の農業経営基盤強化促進に関する基本的構想の変更について、原案のとおり意見なしとすることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の農業経営基盤強化促進に関する基本的構想の変更について、原案のとおり意見なしと回答することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は15ページになります。

今回1件の届出があります。

番号1の案件 賃借人は三輪幸博さんで下有知字新長畑地内の田2筆2, 436㎡です。合意解約日は、平成28年8月10日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は10月7日金曜日午前10時より市役所6階大会議室において行います。また、先日の各務原市でありました農業委員大会に参加された方には、サミット全体会への参加についてお話しをさせていただきましたし、参加されなかった方には電話で確認させていただきました。会長の挨拶にもありましたが、16名の方が応募していただきました。皆様には、皇室の方がいらっしゃいますので、13時から15時半まで式典があり、受付は9時半から11時半までに入

っていただくこととなります。県に再度確認しておりましたら、皇室の方がいらっしゃる関係でインターネット登録が必要になるため生年月日と住所を伝えました。インターネットで登録して、県外からみえる人数に合わせて岐阜県内で調整され、その抽選により16名の中から減らされる事もありますので、ご了承ください。また、会長におかれましては実行委員でもありまして、夜にレセプションが美濃の観光ホテルであります。昼間出て午後も出るとなると移動の関係や準備の関係から、中濃農林の方からはたいへんきついでので全体会の方は遠慮していただきたいとの事で、会長は、夜のレセプションのみに出席されますので申し添えさせていただきます。

○議長（佐藤善一君）他に何かありますか。

○10番（後藤利彦君）農道の散歩をして見える方で犬の糞の持ち帰りがないので、草刈りの時にもたいへん迷惑しております。何かいい方法はありませんか。もしよろしければ、農業委員会で看板でも作っていただけないでしょうか。環境の方でも以前に作られたとは思いますが。

○事務局長（足立光明君）市にいろいろ要望がありまして、生活環境課の方で、予算を持って対応しておりますし、ご希望の方にお分けしておる様子ですのでご相談していただければそちらの方で対応させていただきます。

○議長（佐藤善一君）これもちまして閉会といたします。

午前11時29分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

㊦

19番 関市富之保3738番地2

㊦

20番 関市中之保5756番地1

㊦

